

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第26回平成22年2月19日開催 午後6時30分から午後8時46分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員
議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員
行政・専門部会 : 藤牧副座長、木全委員、加賀美委員、中澤委員、佐藤委員、折戸委員
欠席 : 久保委員
傍聴者 1名

1 本日の進め方について

(1) 各作業内容の確認とその分担について

(仮称) 条例骨子案検討作業チーム

区民討議会準備会

(仮称) 区民アンケート作問検討会

(2) 区分E：住民参加の仕組みについて（住民投票）

2 議題

座長

・次第によると、大きく分けてきょうは2つ。1つはさまざまな段取り、各作業内容の確認とその分担について、検討作業チーム、それから区民等議会の準備会、区民アンケートの進め方について、最初に議論をしていただくと。2番目に、区分Eを議論して、そろそろ作業チームに手渡すことを考えていきたいと思う。事務局から説明してください。

事務局（行政）

・役割分担表ですが、それぞれの分担すべきものが大きく分けると3つということになっております。

・（仮称）条例骨子案検討作業チーム

（仮称）条例骨子案検討作業チームで、協議書の設置機関ではないということで、検討連絡会議の下部組織ではないという位置づけにさせていただいております。

メンバー構成は、当面区分Aを行う担当として、区民代表委員、高野委員、井上委員、そして区職員委員では藤牧委員、木全委員が担当していただきます。区分Bを当面担当することで、区民代表委員が土屋委員、樋口委員、区職員委員が佐藤委員、折戸委員が担当していただきます。当面区分E、区民代表委員が野尻委員、斉藤委員、そして区職員委員が加賀美委員、中澤委員ということになっております。

作業チーム内には事務局は設置しないということで、日程等、会議運営は、それぞれメンバーの自主運営にさせていただきます。

会議終了後、それぞれの日程調整をし、会議室等の確保をしていただきたいと思います。

・区民討議会準備会

次に、区民討議会準備会という名前にさせていただきました。こちらも検討連絡会議の下部組織という位置づけにはしておりません。

担当の委員ですが、区民代表委員：高野委員、野尻委員、議会委員：根本委員、山田委員、区職員委員：中澤委員、佐藤委員で担当していただきます。それ以外に、実際に委託業者が決まったところで、その業者からの学識経験者と経験者を構成に加えさせていただきたいと思っています。一応マスの4つありますが、4名で確定しているということではございません。準備会の運営、進行は、基本的にはその受託業者のほうで実施するということとなります。

・（仮称）区民アンケート作問検討会

（仮称）区民アンケート作問検討会ということで、実施するに当たり、その調査の大綱を検討し、作問の方向性を定め、検討連絡会議に諮るという作業内容になっております。

メンバー構成は、区民代表委員として土屋委員、佐藤委員、区議会委員として小松委員、あざみ委員、区職員委員として加賀美委員、折戸委員で担当していただきます。

昨日の副座長会で議論した結果、この実施主体は検討連絡会議が担うということによいのではないかということになりました。後ほど副座長から御説明いただき、御検討いただきたいと思います。

副座長（議会）

- ・骨子案検討作業チームの区議会委員は、当面区分Aは、小松委員とあざみ委員で、当面区分Bは、根本委員と久保委員。当面区分Eは、山田委員と佐原委員となった。

座長

- ・このチームの名称だが、条例骨子案検討作業チームと長いかなとも思うが。
- ・条例骨子案検討作業チームということによいですか。次に、作業内容について。

副座長（区民）

・作業の流れは、お手元の黄色い（三者案比較表）ところで、三者の案が出てきて、それでまず比較をして、このブルー（三者案調整たたき台）の資料で、事務局で整理する。その中で討議し合って、その結果として三者案の検討課題及び決定事項の資料でまとめる。ここまでは今までと同じ作業です。

そこまで検討連絡会議で行って、それぞれの作業チームで、お手元の資料2の骨子案検討シートにまとめ、最後にもう一回この場の三者の打ち合わせ（検討連絡会議）に出させて、それでこれを最終案に持っていく。

座長

- ・1つ疑問なのは、この（骨子案に盛り込むべき事項）に書き込むのは、必ず1案というふうに予定しているのか。

副座長（区民）

- ・特に1案に決めることは不必要と考える。
無理矢理集約することは必要ではないと思う。極力は1問（案）が望ましいが、複数でもよいのではないかと考えている。

座長

- ・相当な御議論を詰めて、一本にしていこうという、約束事ではないが、そういう方向を目指すという合意でやっていただかなければ、この青のシートと同じものがどんどんこの骨子案シートで積み重なっていったら、何もならないので、チームの皆様にはそここのところでの汗をかいていただくことを願う。シートについての説明をお願いします。

事務局（行政）

- ・まず三者案調整たたき台、本日お配りしているシートで言うと、資料4になります。
区分ごとに例えば区民参加の保障、地域自治がそれぞれ区分Eの下にさらに中項目が上がっているが、その項目単位に作成していただく。作業チームは、当面区分AということであればAでわかるのですが、それ以降の区分を担当される場合があるので、一応本日区分A担当を作業チーム1とさせていただいて、区分Bを作業チーム2、区分Eを作業チーム3という形で、このシートの中に作業チーム番号を御記入していただいて、御使用いただきたい。
- ・その班構成は変えずに、例えばチーム1の人がさらにAが終了した後、別の区分を担当していくというようなことで考えております。新たにチームを再編して、それで区分ごとに新チームをつくるということは、今のところ想定していません。

座長

- ・作業チーム1～3までがずっと出てくるわけね。検討シートについてはそのようにやっていくということ。次は区民討議会の準備会だが、内容について、副座長から願う。

副座長（行政）

- ・区民討議会の準備会は、3月に先行して委託事業者が副座長と座長での選考を経て、決定する。受託事業者から知識、経験者ということで、学識経験者など、必ずしも4名とは限らない

が、そこで当日の区民討議会の運営をどういうふうにしていくのかとか、テーマの設定などをここの準備会ですり合わせをしていくと。

2点、専門家については業者が選ぶということか。もう1点は4名以内という4名が上限だが、予算の都合で4名なのか、それとも今までの例を見ると4名のところが多いのかということをお聞きしたい。(区民委員)

専門家はプロポーザルの際に、事業者からあらかじめこういう方を推薦して、このメンバーに入れますというのを提案していただくということ。

それで、4名ということだが、これは予算の枠というのはあるが、その範囲の中で、事業者が例えば5人推薦してくるということもあり得る。(行政委員)

先日、区民討議会のどういう作業をするのかということがあって、ちょっとお聞かせというか、決めていかなければいけないのではないかと考えている。(区民委員)

座長

・ここである程度の枠をつくってやるか、準備会にお願いするか、そもそもこれは獲得目標は何かというようなことから少しやっておかなきゃいけない、前回、議論があったように、声なき声と、ふだん参加の機会とかになかなか出てこれない人にも、こちらからお願いをして、あなたはどうですかというようなことでやりたいということだから、この区民討議会というのに何を期待するということあたりから、御意見を出していただいて、その線に沿って準備会が実際の運営を決めていくと思うが、確かに丸投げになりそうな感じにはなっただね。これはどうか。

まだ市民討議会は、新しい試みなので、まさに私たちの側からどういうものとして設定していくかということは、かなり自由にできるということなので、何かこれに込めたい思いがあれば出していただいて、大まかなこの区民討議会をやる目的というようなことについて、了解を得ておく必要はありそうだなと思うが。

一般的な人々の平均的な受けとめ方の現状というか、大多数区民たちのミニチュアのようなものを抽出するというような意味があると考えている。したがって、あの討議会ではこの考えが優勢であったというようなことを抽出するのではないというようなことだと考えている。

討議会においては、できるだけ自由に何の遠慮もなくそれぞれの方が自分の受けとめ方を述べていただけるような、そういう運営が大事だろう。

イメージ的には骨子案ができてから、その骨子案を検討していく、討議していく討議会であると思うのだが。(議会委員)

事務局(行政)

・この討議会は5月の末に実施していきたいと思っております。5月上旬にほぼ骨子案の形ができてくるようなことで考えており、これは今後の議論の進捗にもよりますが、5月上旬にある程度骨子案の大体の姿が見えるのであれば、それを題材として方向性を議論していただくような、骨子案の一つ一つをマルかバツかということではなく、全体の大きなとらえ方として方向性を探っていくといったような趣旨で、この討議会は活用していきたいというふうを考えております。

座長

・そういう意味では、骨子案が前提だということだね。

それでは、次に区民アンケートの作問検討会ということ。最初に、名称はこれでいいか。

内部だけの話だからね。(名称確定)

それでは、その作問検討会がどういう段取りで作業についてお願いする。

副座長(行政)

・区民アンケートは、業者委託をする予定。実施主体は検討連絡会議ということ。

それで、実際に設問の数といっても、最大見ても20問がいいところかなとは思っているが、多分大きな分野みたいなどころのかたまりのようなところを御検討いただいて、具体的に何を聞くというようなあたりぐらいまで詰めていただいたものを検討連絡会議にお諮りいただいて、

御議論いただいた上で御承諾いただくと。それで、実際の設問の細かい文言は、専門業者お願いしようと思っている。

時期は、明確でないが、ほぼ5月とか6月、6月ぐらいにアンケートを実施して、7月に速報が出るというようなスケジュールで考えている。

座長

・成功か失敗かの分かれ道は、調査票の原案ができ上がった段階、勝負は作問にありということを実はずっと学生たちに言ってきた。ぜひともいい設問をつくっていただきたい。

ちょっと戻っていいか。骨子案の検討作業チームだが、この検討シートをつくるのはだれがつくるのか、この6人中でリーダーか何かを決めて、その人を中心に作業を行うのかどうか。

(区民委員)

副座長(行政)

・事務局を置かないということなので、メンバーで事務局をまずやってもらおう。一番いいのは、みんなで書いて、まとめるときにこうだねという言い方で、それをだれがやるかということにしたほうがいいのではないかと考えているが、どうか。

メンバーの代表というか、それはそのメンバーの中で決めていただいてもいいのではないか。

座長

・自治でやってもらうというのが原則だと思う。それは考えてみてというだけにしておく。

運営のときの司会をだれがやるとか、記録はだれがやるとかというのは、それは自治でそれぞれ話し合っていていただくと。

それでは、区分E、住民参加について、そろそろ「検討作業チーム」へ移していくというようなことを考えたいと思うが、これはたしか区民検討会議で一回やるということだったと思うが。

副座長(区民)

・発議要件としては18歳以上の住民の6分の1以上の請求で住民投票の実施ということに落ち着いた。3分の1にしたら、とりあえず議会もどこも文句はないだろうが、3分の1というと8万3,500人ぐらいになってくる。それはかなり難しいだろうと。6分の1が何でいいかということ、大体その半分ぐらいなので、4万1,500とか600人とか言う数字になる。そうするとちょうど前回の区長選における区長の得票数も4万5,000ぐらいで、また、合併を考えていくとしたら、6分の1でなじみやすいのではないかという意見もあった。また、最終的に年齢要件も決めていくと。その結果、みんなの総意としては18歳以上の住民の1/6以上の請求という要件になった。

座長

・最初に今の御報告についての御意見、質問があればやって、その上で少し議論したい。

ここの住民投票の一番大きいところは、常設というふうに区民は書いてある。

この間の御説明だと、議会と行政は個別という観点でやっていくというお話があったが、その辺が一番違っている部分かなというふうに考える。(区民委員)

きょう議員懇談会で、主として住民投票の件と地域自治について、全員の方々から意見をお聞きしたいと、37人全員の方々の意見を聞いて、小委員会の中で詰めていきたいということでやったが、まだ常設型に対する異論というのはなかったと記憶をしているが、ただ具体的に18歳、住民6分の1、外国人の問題については少し議論があった。

それから、18歳か20歳か、この辺は初めてきょう提案したから、そういう議論がこれから入っていきますよということで、各会派も持ち帰って真剣に議論して、また小委員会に持ち上がってくるというふうに思う。(議会委員)

約25万人の投票率ごとに、有権者で投票率20%だとどのくらいの人があって、その過半はこちらだということから、その数値から割り出してきた。それで新宿区における投票率というのを出した。そこで、前回の衆議院小選挙区で約65(%)とか、それから都議会で41%とか、区議会のほうでは40%、区長選は26%とかとを踏まえながら、住民投票請求者数が10分の1だったらこれでいいよねという議論を行い、投票率が低くなればなるほど、10%だとすると2万

5,000人ぐらいで、何でも通っちゃうということになると、その辺がどうか。

投票率を30%から40%の間で例えばしたと。そうすると、ちょうど四万数千というところがあって、それが約6分の1ではないかというふうに推察している。(区民委員)

4万というのは投票総数、区長選挙の投票者数が大体4万何千。(議会委員)

もう一つ区議の当選者の平均得票とか選挙の中においても、大体その辺の数字だったんだよね。というふうな流れで、大体そのぐらいが一番なじむ数字ではないかということだ。

(区民委員)

座長

・制度の設計によっては、住民をそのままとらえれば外国人が入るので、新宿区の場合は結構多いかなと。もちろん外国人登録人口じゃなきゃ捕捉できないが。

きょうは区議会懇談会があって、とにかく今条例について意見を述べていただくということで、いろいろなことが出てきた。

例えば、今言われたこと、数字は別条例でいいのではないかと、選挙の投票率が悪いのに本当にそういうところに興味がわくのかと。それから、外国人は日本国籍の住民とすべきだろうとか、いろいろな問題が出てきた。(議会委員)

座長

・大きな論点だね。

まずこの基本条例の中に具体的な投票要件などを入れて、それを入れないと常設型というふうには言わないだろうなとか思いながら、しかし最高規範なんだから、そんなことまで書くのかと、それは条例にゆだねてもいいという議論があるが、考え方としては常設型でいくということについては大きな異論がないということだね。その上で、議会を通さないで一定の要件の署名が集まったら、議会を通さないでやるぞと、これは議会のほうでは議論しましたか。大抵のところでは、大体議論にもめるところだが。

きょうは(議員懇談会で)常設型と個別型という言葉の説明からやったから、常設型という、事務局をずっと常設で置かなくちゃいけないんじゃないかとか思うんだね、最初。それほど何か具体的なことでなくちゃだめだという強い意見ということはないが、だからこれから短期間のうちに我々は議論をして、ここを詰めなくちゃいけないというのが本音なんだけれども、ただ意見としては今みたいな話だね。

それから、区長選挙でも30%いくかいかないかみたいなときに、直接請求というか、住民投票で直接選挙をやるということになると、8割ぐらいの関心がなきゃだめという意見も出た。

大体議会側というのは、議決機関として議会があるじゃないかというのが非常に強いから、相当な議論になるだろうなというふうに思う。(議会委員)

座長

・骨子案の作成作業チームのところそのままなだれ込んで決断しろということにならないように、一遍ここで議論する必要があるそうだね。

同時に、どれぐらいの要件でということについては言えば、例えば予算の問題というのもあって、億という単位がかかるので、しょっちゅう、すぐ集めてできるようなものにしておくのは、これは民主主義としてはありがたいが、いかがなものかというような判断もある。

当初は行政のほうに個別型というのでしょうか、この基本条例ではそういうことをできる規定のような形でうたっておいて、住民投票の実施に関して必要な事項は別に条例で定めるというのについては、案件ごとにその条例をつくると。(行政委員)

座長

・今総務省でも地方自治法の改正をやろうとしているが、住民投票の問題を法律事項にしちゃうかというような動きがある。これについては、私は反対している。

ちなみに、常設型というのが出てきたときにも、私は反対の意見は申し述べた。住民投票にかけるほどの大きなテーマだから、まず人々に声をかけ合って、住民投票条例を請求しようではないかという運動があって、そして議会に請求されて、議会が条例化すれば投票

に至ると。そのときの投票の充実度が違うはずだと。

例えば原発の設置がどうかということについて、だから住民投票の条例を請求しようよという運動になり得て、その署名活動を通じて世論が形成されることになる、投票率というか、住民投票への参加者の数もふえることから、実は個別案件ごとに請求すべしというアイデアを支持している。

条例のつくり方は、一つは基本条例と住民投票条例が一緒につくられるということなら、基本条例のつくり方というのは多少違ってくるのだと思う。細かいことを基本条例の中で言う必要はない。要するに、関連条例が一緒につくられるわけだから。ただ、新宿区の場合はつくられるにしても若干おくれるだろうということで、基本条例ではあるが、住民投票条例に基本的に書くべきことについては、条文化しておく必要があると思う。

したがって常設型の条例にして、基本的なことは自治基本条例の中に網羅すべきだと思う。

(議会委員)

座長

・これまでに住民投票についての統計をとった人たちがいるが、合併は除くと、住民たちが請求して投票に至ったケースというのは、人口5万人を超えるとずっとゼロに近くなる。直接請求の限界は5万人口か、とかというようなことが実はデータからは言われている。

テーマが重たいか軽いかということじゃなくて、市長及び議会の議決に対して圧倒的な人たちが反対だという、こういう逆さやみたいなのが出てくるわけだ。そういうところで、しかし常設型で言えば3分の1ないし5分の1でもいいのだけれども、それでそれ以上の直接署名を集めた場合は、市長、議会の意思に関係なく住民投票をやりますよと、ここが大きいというふうに思っているのだよね。そうでないと、間接民主主義とか、いろいろ言っても民意が違っちゃっているということになれば、我慢できないわけだよ、住民の方々は。(議会委員)

座長

・その入り口のハードルが高いなと思う方は、地方自治法上の直接請求の道も残されているということで、実は道は複数なのだね。基本条例で例えば常設型を決めたら、自治法上の50分の1での直接請求ができなくなるという規定にはつくれないので、それはそれで残るということだ。

・論点はたくさんあって、煮詰まっていく方向へ行っているのかどうか、それぞれの見解は大分出てきたので、またそれを受けとめて、もう一遍議論してみようと。例えば、区民検討会議に持ち帰らなくても、区民委員の皆さん6人で一遍話し合ってみるとか、そういう機会もあっていいのではないかという気はしている。

ぜひ議会のほうも、恐らく議会がどう腹をくくるかというのが最後の分かれ道になってくる可能性がある、お願いをしたい。

それ以外の項目についてはいかがか。

例えば、地域自治について、考え方についての規定を入れようという地域ごとにどういう表現になるかわからないが、自己決定という言葉を入れるのかどうか、あるいは地域のことをみんなで解決していこうという解決といういわば処理の方向で考えるのか、そういうことはあるが、同時にペンディングになっているのは、その単位をどう設定するか、設定するということはどう書くかということだね。

一つの案は、それについては別途地域自治に関する条例でこういうことを基本にして、地域の自治組織を打ち立てていったらどうか、別の条例で定めようという考え方、もう一つは今あるものを使って、例えば支所単位に自治組織をつくるというようなことを基本条例に書きいちゃうのかどうかというようなことは、ペンディングになっている。どうですか。

議員懇談会の中で、おおよその人たちは今までの10地区の地区を頭に刷り込まれている。それから、いろいろな意見が出て、10地区にこだわらないという人も中には出てき始めて、そのときに町会と地区協議会の関係と、そんなこともいろいろと出てきた。もちろん結論の出ない話だが、ここは座長がおっしゃったように、地域自治組織設置条例で別建てをしたほうがいい

のではないかと思う。

お聞きしたいが、例えばこの基本条例が施行されたときに、今ここに残っている住民投票条例とか、地域自治組織設置条例なるものが、条例が通ればそういう条例も手をつけていなくなっちゃいけないということだよ。（議会委員）

条例で定めるところによりということになれば、関連する条例を整備していく。
（行政委員）

自治基本条例だから、細かいことまではというのは、そのとおりだと思うが、区民検討会議のあの感じだと、今回自分たちも参加してやっていこうということだから、もしそういうふうに個別のところにも全く移すのであれば、そのときどういう区民の参加をどこかで担保しておかないといけない。（区民委員）

新しい自治組織がどのようなものかというのは、しっかりと今、把握しておかなければいけないし、ぶら下がり条例ができるということでも、どのような条例を、そこまで思いをはせなければ将来的につくるような、できるような自治組織はちょっと思い描けない。（区民委員）

この話には、かなりいろいろなものが含まれている。それは議会とか行政に対する不満とか不安とか、そういうのも入っている。

一つ地域の課題を解決するというのを区民だけでいいのかということを見ると、議会、行政と三者でやれば課題の解決はスムーズにいくと思うね。ただし、今、区民が責務、役割として地域の課題を何とかやりましょうと、解決しましょうということまで来ているので、それを担保するとかということより、それを実行するのに急にここで分権という言葉も消えてしまったような記憶がある。

それから、今そういう形で自分たちがこういうところまで形に関連というか、かかわりをしていかなきゃいけない目的だとか意義だとか役割だとか、どこまでの範囲だとかというものがあると思う。そういうのを骨抜きにされると、前にその地区協議会ができたときの話にまた戻ってしまう。（区民委員）

ここの地域自治の件は専門部会（行政）のほうがもっと掘り下げてほしい。

昭和58年に初めて区議会に入ったときに、これからの特別出張所のあり方検討会という答申が出た。これが非常にフレッシュだった。昭和48年に基本構想が初めて出されたときに、コミュニティという言葉が出て、小学校単位にコミュニティという言葉が出て、それを受けながら、それまでの出張所は行政センターだったんだね、特別出張所。これからは地域のコミュニティの核となっていくのだということができて、昭和60年のやつ、そこで初めてこれからのコミュニティ構想と出ている。そこから一貫してずっと出張所が地域のコミュニティの核になっていくということで、今、戸塚で10館目、全部地域センターができるわけだ。（議会委員）

区域の問題にこだわっている部分は議会があるのじゃないかとちょっと思われたかもしれないが、区域だけじゃない。中身ももちろんその役割とか権限とかの話も当然している。それで、区域も話したり、いろいろあって、議論はしているのだけれども、話せばわかるように、こういうふうにいるいろいろ分かれちゃうわけだよ。

だから、そこは区域だけではないというのはわかっていたきたいということと、どこまで権限を持たせるのかとか、どういう役割なのかということと、まだ議論がまとまってないという状況なので、しかも育てるとか育てないじゃなくて、自治なわけだから、地区協議会がどう発展するのは行政主導でつくられたとはいえ、皆さんが3年間、4年間でしたっけ、やられているわけだから、そうなりつつある地区協議会をどうするのかというのを皆さんは決めていきたいということなんじゃないかな。そういう意味ではないのか。（議会委員）

町会の欠点というのは、今までつくってきた古い人たちのそこをどうしても尊重しなくちゃいけないというのがあって、そこで何か新しいものに切りかえるというのがなかなかできなかった。

反対に、地区協は全くさらな人たちが入っている、公募なんかで。そのかわり町会のことを知らない。そこがちょっとギャップがあるのだけれども、ただ町会として望んでいるのは、そ

ういう若い人たちが地区協に入ってきて、反対に町会を見てくれるようになってくれるというのをすごく期待しているというのがある。

ですから、町連じゃできなかったのを地区協の若い考える、新しい力というのを欲しいというふうに考えている。(区民委員)

どれだけ区民側がこの地域の基盤というところを重要に思っているかわかっていただきたい。結局町会も地区協もどうしても行政からつくられた行政の下というか、頭を抑えられているところがあるんだよね。

だから、そうじゃなくてもっと自分たちに権限を与えろ、力をくれと。

自分たちで、地域のことは地域で解決しなさいとって、地区協をつくったはずなのに、その権限がないから、結局解決ができない。情報ももらえない。そういうところで、区民はここに力を入れていると思う。だから、自治基本条例でも地域の基盤の組織を理想的な、理念的なものとして書くのでなくて、はっきりどういう目的やその意義があって、組織ができるんだというようなことを文章化していかなきゃいけないのだ。(区民委員)

区分Eだが、私どもは区分Fの中で地域自治組織の目的及び設置という項目で考え方は出している。ここの書き方で言えば、自治基本条例の中でどこをまず押さえられるかと言えば、今ちょうど皆さんで議論していただいたところを私どもも議論してこういう整理をしている。

それは自治基本条例で、今の特別出張所の10の地区でつくりましょうという縛りを自治基本条例の中でしてしまうと、それは将来的に環境が変わったときに足かせになってしまうだろう。だから、そういったことを自治基本条例の中では規定できないだろうと、それは別のところでもう少し柔軟性を持った形で動けるような形でしないといけないだろう。

しかし、ただ地域ごとに自治の組織を区民はつくれるという基本的な考え方のところはまず示さなければいけないと思う。(行政委員)

地域自治組織はその名前のとおり、地域の皆さんが自主的につくるわけだし、今の地区協議会みたいな形で行政主導というのは、今度はそういうことはしちゃだめだというふうに思うけど、したがって地域の皆さんの自主性に任せるわけだが、ただ地域の単位は地域の人、どうぞ決めてくださいというわけにはいかないよね。

したがって、地域の中に自治区をつくる、その程度のことは基本条例の中に言う必要があると。幾つにするかというのは、関連条例の中でつくるときに十分議論をすればいい。住民投票条例と同じで、長々と書く必要はなくて、1行2行で済む話だというふうに思う。

(議会委員)

座長

・大体考え方は出そろったのかなと思う。あとはそれらの意見のうち、どれとどれに着目をして、重視して基本条例の中に置いていくか。そこから先は個別条例のほうへゆだねようという判断に大体絞られてきたかなという気がするので、これはこれから繰り返しても多分同じことになるので、恐らく作業チームを経て、そこら辺の合意を形成していただくといい。

項目が今まで出ている理念にしる、住民参加、区民の権利とか、それは条例としての中にきちんと取り入れられたときには、即効力があるけれども、地域自治組織については区民側にとってはないんだね。と申すのは、今ある既存の組織、地区協議会も既存とすると、それを打ち壊して、新しい地域自治組織をつくるのかという、そういう乱暴な話はないのよね。

町会が上だの、地区協議会が上だの、うちのほうは本当にしっかりいっているとか、その辺も余り触れない状態だ、だからこそ将来本当に必要な組織を区民が作り上げたいと、そのための条例にどのように文言を入れていくか、その辺で今考えている。だから、ほかのちょっと項目と違うと思う。(区民委員)

この連絡会で話していることをガイドラインにしたらどうかというのがある。(行政委員)

座長

・厳密に言えば、紳士協定の枠は出ないわけだ。地区協議会、基本条例の制定、地域自治に関する条例の制定に伴って、直ちに地区協議会の制度を廃止するとすれば、それなりの不都合と

いうのがきっと生じるね。しかし、そこを廃止しなければ自分たちで打ち立てておいて、つくろうと思ったら現にあるやつにぶつかっちゃうと、しかも一定程度の区域のイメージを持っていなければ、近所で一緒にやりやすい人たちだけで区域を区切って、切り取り合戦になっていて、空白が生じるわけだね。

今新たな地域の自治組織をどうつくるかというのが、いろいろ議論があると思うのだけれども、一つには町会自治会という昔からある団体自治組織があるし、また地区協議会も5年目に入っている中で、それぞれ役割を担ってきている。

そのときに、例えば地区協議会を役所が主導でつくったとか、そういうお話も意見も出ていると思うが、その今地区協議会がすべてそのまま維持するという必要はないと思うんだね。今地区協議会の名称も含めて、新たに自治組織としてどういうものがあるのか、その構成とか権限とか、役割も含めて、将来的には一定の我々の役所からの補助的な、補助金の支出というのも含めて考えたときに、好き勝手につくりなさいというわけにはいかない。(行政委員)

座長

・コミュニティプラットフォームの議論も、プラットフォームは審議会が何かで議論して、こういう単位で作りましょうと。多いのは市内を40の単位にしましょうねとかいって、その上にどういう協議会を打ち立てるか。つまりプラットフォームの上でだれが乗ってきて、どんな組織で運営していくかということは自由に決めていただく。

ただ、新宿区は既に10個でプラットフォームを設定したというのが残るんだよね。それを御破算にしてというところまでいけるか。

地区の話で言えば、出張所はコミュニティの核で、うまく機能してきていると思うし、地域センターも10カ所つくる。そういう中で、10カ所の地区ごとにそれぞれの町会、自治会、育成会、また地区協議会もある中で、自分は例えば落一の地区の人間だとか、四谷地区の人間だとか、そういう意識がかなり熟してきているのかなという考え方をしている。

自治基本条例の中では、この地域自治組織については、例えば区民の方の区政参画、あるいは地域課題の解決のために、そういう組織をつくることができますよとして、役割、権限、構成、設置数については、別途条例で定めると、そのようなイメージでつくっていくのが一番いいのかな、そういう感覚を持っている。(行政委員)

大和市の住民投票条例は、基本的なことを決めている。したがって、その関連条例をつくるときは、基本的なことは決まっているから、あと事務的な話だから、住民の皆さんの参加も要請しなかった。

一方、参加条例は、基本条例では基本的なことしか載っていないから、具体的な参加条例をつくるときには、こういう形で住民の皆さんにも参加してもらおう。いろいろな人にも参加してもらって、侃々諤々議論してつくったというのだ。(議会委員)

今、新しい自治組織を考えたときに、区民検討会議で考えているが、現存する地区協議会の目的と同じなのだよと、目的を考えると。(区民委員)

座長

・作業チームにおいては、きょうの記録なども十分読み返して、どこに落とすんだということを議論しなければならないだろうと思うので、きょうはこのぐらいにする。

きょうの議論の中で、条例と関連条例についてのお話が出ていたので、それについて、区民検討会議では一つ一つのことについて、本当に議論が必要なものなのか、自治基本条例にそれは載せるべきことなのか、どこまで書くことなのかについて、丁寧に議論していて、きょうの6分の1ということも、それはそうであって、ですから区民検討会議案としてここに提示させていただいているものは、すべて区民検討会議が自治基本条例に載せるべきだと判断しているものだ。

ぜひこれは区民検討会議が自治基本条例に書くべきだと考えていることを重く受けとめていただきたいと考えている。(区民委員)

座長

・今の御発言を重く受けとめていただいて、これからもやっていきたいと思う。
事務局からの連絡事項。

事務局（行政）

・本日、それぞれ骨子案の検討作業チームのメンバーが決まりましたので、この後6委員の方がお集まりいただいて、少し日程調整をしていただいて、また日程が決まりましたら、本日議会事務局のほうにその会場の確保もあわせてしていただくような形で考えております。

今、区民検討会議のほうがちょうど4月から9月までの会議の日程の調整を行っております。したがって、その日程が3月1日の区民検討会議で全体会で承認されましたら、3月4日のこの検討連絡会議の中でも次年度4月以降の日程を調整していきたいと思っております。そして、区民検討会議のほうでは、今ちょうど区分Fの地域の基盤について、全体討議を行っておりますので、3月4日の時点で区民検討会議は地域の基盤でまとまったところについて、次の検討連絡会議では報告させていただいて、引き続きその地域の基盤についてもう少し次回は議論していきたいというふうに思っております。

座長

・区民検討会議から出てくるのだが、次回それでほかの大きなくくりで、検討可能になっている状態のところというのは、まだないのだろうか。例えば、執行機関の役割とか責務、じゃ、そういうスケジュールでやることにする。きょうのまとめをお願いします。

事務局（議会）

・本日のまとめは、議題の1番の各作業内容の確認とその問題につきましては、一応皆様から説明したとおりで御了承いただいたということと、あと2番目の区分E：住民参加の仕組みにつきましては、いろいろ御議論がございまして、まとめるのはちょっと今なかなか難しいんですが、住民投票につきましては、常設型でというような方向性で大枠はできたのかなということと、あと住民投票、地域自治につきましては、基本的なことは条例で書き込むか、その後の詳細につきましてはどうするかということは、引き続き議論が必要なのかなということで、いろいろ御意見が出ていましたということです。一応そういうような形かなと思います。

辻山座長

次回は3月4日でもいいね。それでは、きょうはこれで閉会とする。
御苦労様でした。

散会 午後 8時46分